

平成25年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成26年2月6日)

1 日 時

平成26年2月6日(木)

午後 2時50分 開会

午後 4時00分 閉会

2 場 所

自治会館1階 消費生活センター研修室

3 議 事 等

(1) (報告) 福島県環境教育等行動計画について

(2) (議事) 平成26年度水質測定計画について

4 出席委員

石田順一郎 稲森悠平 遠藤ヤエ 河津賢澄 菅野篤 後藤忍 崎田裕子

佐藤俊彦(木村光政氏代理出席) 佐藤光俊 清水晶紀 菅井ハルヨ

富樫恵久子 長林久夫 福島哲仁 古川道郎 和合アヤ子 和田佳代子

(以上17名)

5 欠席委員

大迫政浩 志賀令和 高荒智子 山口信也(以上4名)

6 事務局出席職員

長谷川 生活環境部長

佐久間 生活環境部政策監

鈴木 生活環境部次長(環境共生担当)

(生活環境総室)

大江 生活環境部企画主幹 他

(環境共生総室)

引地 部参事兼水・大気環境課長

小林 水・大気環境課主幹兼副課長 他

7 内 容

(1) 開会(司会) 濱津生活環境総務課主任主査

(2) 挨拶 長谷川生活環境部長

(3) 長林議長（会長）から、議事録署名人として遠藤委員と和合委員が指名された。

(4) 報告 「福島県環境教育等行動計画について」

稲森第1部会長から、資料1-1及び1-2により、第1部会の答申案について報告が行われた。

質疑はなく、資料1-2の内容に平成26年2月6日の第1部会が出た意見を踏まえ修正を行った上で答申することです承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

(5) 議事 「平成26年度水質測定計画について」

事務局（引地部参事兼水・大気環境課長）から、資料2-1、2-2、2-3により、案について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（古川委員）

この計画は放射性物質とは別の従来の水質の測定計画なのか。放射性物質が山や河川に拡散し、水には移行しないと言われているが、水質測定であれば県民の関心は放射性物質にあると思う。この計画では、放射性物質の水質調査とは切り離して行うということか。放射性物質に関してはどのようにしていくのか。

（長林議長）

放射性物質の測定とこの水質測定計画はどのように対応をとっていくのか。

（引地部参事兼水・大気環境課長）

平成26年度水質測定計画に放射性物質のモニタリングについての記載がないことについては、環境基本法の改正により、放射性物質による環境汚染の防止のための措置に関する適用除外規定が削除された。これにより、水質汚濁防止法が改正され、平成26年度から、環境省が放射性物質による公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、公表することとなった。福島県においては、公共用水域の監視ポイントが3地点、地下水の監視地点が定点1地点、5年ローリング地点1地点となっている。さらに、原発事故に由来する放射性物質を環境省が直接モニタリングする地点が含まれるという整理になっている。現在、監視地点は決定していない状況だが、地点が決定次第、環境審議会の中で報告することとしたい。今回の水質測定計画とは

切り離して説明したいと考えている。

(長林議長)

今の話だと、環境省が行う放射性物質の常時監視に対して、地点がまだ決定していないということで、水質測定計画と放射性物質のモニタリングとは、別の観測対象であるが、その結果に関しては環境審議会でも報告するというのか。

(引地部参事兼水・大気環境課長)

補足すると、放射性物質のモニタリングに関しては法の改正により公共用水域の常時監視に含まれるようになったが、その調査実施機関は県ではなく、環境省という整理になっている。環境省が自ら実施する放射性物質の常時監視については、平成26年度からになっており、現在は地点選定作業中である。地点や環境省の調査の考え方がはっきりした段階で、環境審議会に報告したいと考えている。

(古川委員)

県の意見はそのようなことだが、環境省が放射性物質を測定するというところでいいのか。放射性物質の水質測定の県の窓口はどこか。

(引地部参事兼水・大気環境課長)

現在、放射性物質に関して、環境省だけではなく、福島県、文部科学省、各研究機関がモニタリングをそれぞれの目的で実施している。今回の環境基本法及び水質汚濁防止法の改正で、初めて法で定められた放射性物質の常時監視が行われる。現在実施されているその他の放射性物質のモニタリングは他の法によって実施されている状況である。

(古川委員)

環境創造センターが建設されるということが大々的に報道されている。この件に関しても内容を確認したい。環境創造センターで放射性物質のモニタリングや除染技術の研究を行うということだが、研究や調査したものなど、すぐに使えるものは使っていかなければならない。原発事故が発生して3年目になっており、除染が進んでいる。川俣町も山木屋を除いて全町の除染が今年度中に終わる予定である。しかし、除染技術一つをとっても、次の技術が出てこず、除染したものは埋めるか中間貯蔵しようとしている。県は環境創造センターで、放射性物質に関していつまで研究を行っていくのか。研究

が10年20年かかってしまうと、除染等が進まず、避難生活も長期間になってしまう。住民が最も不安に思っている環境回復について、即効力をもって進めていってほしい。川俣町でも環境省や文科省により放射性物質のモニタリングが行われているが、福島県としてどこかで放射性物質のモニタリングを実施しているというメッセージを出していかなければならないと思う。計画や報告だけでは、らちがあかない。恐らく苦勞するとは思いますが、私どもにとって最も関心のある放射性物質に関してどのように検査して対応しているのかもっと前面に出してほしい。この水質計画は普通の計画であると思うが、それどころではないという状況もあるということを理解してほしい。

(引地部参事兼水・大気環境課長)

補足をすると、今申し上げたものは水質測定計画に基づいたものであり、県では測定計画とは別に放射線監視室が主体となって放射性物質のモニタリングを実施している。これは水質測定計画における公共用水域の水質調査とは別に実施されている。

(長林議長)

整理をすると、今議論しているのは放射性物質のモニタリングのことであり、古川委員から質問があったのは環境創造センターが実施していく環境回復の方向性はどういったものか、県としては、環境創造センターをどのように利用して環境回復に結びつけたいのかということによいか。

(古川委員)

環境創造センターの質問は抜いて構わない。また、放射性物質モニタリングに関しても県から意見を聞いたので、十分である。

(稲森委員)

法律が交差するような場合もあるが、湖や海などの水質を測定する際、日本全国で実施されている生活環境項目など環境基準をどうしていくかを県は説明したと思う。放射性物質に関しては、日本一律の考え方に加え、福島県独自に、放射性物質がどのように推移していくのか調査している総合モニタリング計画で別途実施している。今質問されたのは、生活環境項目をベースとして放射性物質も行うというものであるが、本計画とは別に放射性物質に関しては別の部署でちゃんと測定しているので、心配しなくても大丈夫だということによいか。

(佐久間生活環境部政策監)

そのとおりであり、放射性物質に係るものは県民安全総室放射線監視室、そして出先機関である原子力センターにおいて定期的にモニタリングを実施している。今話があったのは水質汚濁防止法に基づくものであり、全国的に放射性物質の常時監視が行われるというものである。

(菅野委員)

この水質測定計画は県民の方に向けて作成しているものであるため、今話していたように具体的にわかりやすいように盛り込むべきである。この場で了解を得たから良いのではなく、今までやっていなくても一般の県民の方もわかるような表現を盛り込むべきだ。福島県は現在このような状況に置かれているのだから、古川委員が疑問に思ったこと、稲森委員が説明したことなどを文書で盛り込むべきだ。

(崎田委員)

資料2-1 P.2の平成25年度からの変更点において、新規の項目が追加されたことが主な特徴であり、新規の物質について測定していくことは大事であると思うが、測定地点について河川はローリング方式で測定が行われ、全部でなく何回か回して測定が行われる。新規物質の把握など問題ないのか。

(引地部参事兼水・大気環境課長)

ローリング方式を採用している点については、毎年のように項目が追加され、今年も4物質が追加された。これらに対応するために、限られた予算の中で効率的な測定計画を作成しなければならない。現在、予算に関しては審議中であるが、この水質測定を行うにあたって年間約3,200万円かかる。ローリング方式で測定が行われる地点に関しては、当該地点で基準が適用されない項目や過去に有害物質等が検出されていない項目となっており、ローリング方式で測定しても常時監視そのものに問題がないと考えられる地点である。例えば、環境基準を超過している千五沢ダム貯水池の流入河川である北須川においては、回数を減じず、そのままの状態で行って行く。一つ一つ吟味をして影響のないようにしている。

(長林議長)

ローリング方式では何年で地点が回るようになっているのか。

(引地部参事兼水・大気環境課長)

3年で回るようになっている。

(崎田委員)

新規物質の影響があるような地点は早く回るように配慮しているということ  
で理解した。

(遠藤委員)

福島市の取水点で福島市の水道局が来ており、トリハロメタンを測定して  
いるか聞いたところ測定していないと言われた。いつから測定を開始するの  
か。

(小林水・大気環境課主幹兼副課長)

トリハロメタン生成能に関しては、水道の利水等の状況を見ながら測定地点  
の選定を行っている。法律にもこのように書かれており、県の計画の中でも5  
地点で測定を実施している。

(遠藤委員)

摺上ダムではトリハロメタン測定を行っているのか。

(小林水・大気環境課主幹兼副課長)

資料2-2のP.42にトリハロメタン生成能を測定している地点名があり、  
摺上川ダムについて、トリハロメタンの測定を実施する記載がある。

(稲森委員)

法律を作るところに携わったことがあるため解説すると、以前に窒素とり  
んによってアオコが発生したため、水質汚濁防止法により窒素・りん規制が  
設定された。その後、水道水源など飲み水に使われる際に、アオコなど藻類  
と塩素、つまり有機物と塩素が反応することによって発がん性をもつトリハ  
ロメタンが生成し、そのトリハロメタン生成能を測定することによって日本  
全国の水源を守るため別途法律で基準が設定され、規制されている。おそら  
く地点選定もアオコが発生し、塩素と反応してトリハロメタンが生成する可  
能性が高い地点としている。もう一点、環境基準の話で、今年か来年に湖の  
底の酸素濃度や透明度が追加される。これは、一般の市民の方が分かるよう  
な指標となっている。また、先ほど分析の費用がかかるという話があったが、  
今環境省では、WET（全排水毒性試験）というミジンコや藻類など用いて、

排水や環境の汚い水が生物にどう影響するのかという生物応答試験の導入を3年の内に考えている。分析項目が無限にあると、予算や人が無限に必要なため、予算等を削減できるような体制が検討されている。

(福島委員)

生活環境項目の中に、大腸菌群数があるが、以前から大腸菌群数に関しては猪苗代湖で問題となっているが、大腸菌群数では人間由来であるかどうかわからない。国が人間由来かわかるような大腸菌の指標について導入するような動きはあるか。

(小林水・大気環境課主幹兼副課長)

大腸菌群数に関しては、国でふん便性大腸菌数の基準へ変えるような動きになっているが、平成26年度に関しては変更することはない、従来の大腸菌群数で測定するという事になっており、この計画もそれに則り、大腸菌群数を測定するという形になっている。

(福島委員)

ふん便性大腸菌数の同定に関して検討は国で行われているのか。

(小林水・大気環境課主幹兼副課長)

ふん便性大腸菌数について、水浴場の調査では用いられている。公共用水域ではふん便性大腸菌数にまで切り替わってなく、大腸菌がどこに由来するのかという同定には至っていない。

(福島委員)

猪苗代湖では、湖水浴が行われているが、ふん便性大腸菌数には切り替わっていないということか。

(小林水・大気環境課主幹兼副課長)

湖水浴場として利用されている猪苗代湖や今年開設されたいわき市の2つの海水浴場など水浴場では、ふん便性大腸菌数で評価されている。公共用水域の大腸菌群数とは別な測定方法で評価されている。

(福島委員)

現在、猪苗代湖に関してふん便性大腸菌数で調査しているのか。

(小林水・大気環境課主幹兼副課長)

ふん便性大腸菌数で調査し、評価している。

(福島委員)

安心した。

(稲森委員)

大腸菌群数は昔から測定されており、土の中にある菌も含まれてしまう。5年前から、野生にいる動物などと正確に区分けするために、ふん便性大腸菌数を測定しようと検討されている。方法について、水浴場などで用いられ確立してきている。私も茨城県の薬剤師会とも共同研究を行っているが、ふん便性大腸菌数の測定の依頼が多い。どのように測定を行っているのかや経緯等を調べており、今後確実にふん便性大腸菌数は項目に入ってくる。

(長林議長)

水浴場のふん便性大腸菌数の調査結果について、住民へのデータの公表が理解されていないということもあるため、何かの機会に公表をしっかりと行うべきである。

(河津委員)

資料2-1 P.2の帰還困難区域の河川6地点及び海域3地点に関して、測定を除外するということだが、区域変更に伴ってもこれらの地点は帰還困難区域に入っているということか。また、関連して、帰還困難区域のこれらの地点に関して、生活環境項目などの測定について代替の調査等はあるのか。例えば、県として放射性物質のモニタリングと一緒に生活環境項目等測定を行っているデータはあるのか。帰還困難区域になっている時だけデータがないのか、水質測定計画以外で実態調査など行っているのか。

(小林水・大気環境課主幹兼副課長)

原発事故に伴い、帰還困難区域等が設定されたが、区域見直しが行われ現在のように帰還困難区域が狭まってきている。しかし、まだ帰還困難区域ということで制限されており、こうした区域の測定は除外している。今後も区域の見直しに伴い、随時地点の見直しを行っていく予定である。

(河津委員)

現在のところ、帰還困難区域で抜けた調査地点の測定データについては埋

まらないのか。

(小林水・大気環境課主幹兼副課長)

現在のところ、測定データはない。物理的にも橋が流された地点等があり、代替え地点を探す必要があり、状況を見ながら再開していく。

(長林議長)

放射能が高く調査することができずに、欠測地点がしばらく続くという状態であるが、できるだけ早く回復してデータを得ることは、全体の環境回復を見る上では非常に大切な証拠となるため検討を願いたい。

終了予定時間は過ぎているが、先ほど菅野委員からあった水質測定計画にもっと分かりやすい説明をいれるべきだという意見について論議していきたい。県として水質汚濁防止法に基づく水質測定と総合モニタリング計画を上手く説明する場所はおそらくホームページ上にあるとは思いますが、測定の位置付け等県民の方にわかりやすく説明しなければならない。なぜ水質測定計画の中に、放射性物質の測定が入っていないのかが気になってくると思う。

(菅野委員)

水質測定計画の中に、放射性物質の測定の説明を入れた方がいいという意見で発言したが、放射性物質の測定とわけてしまうと、水質測定計画だけ見た人が古川委員と同じような疑問が生じてしまうと思う。分かりやすい表現をいれるべきだ。

(引地部参事兼水・大気環境課長)

水質測定計画の中に一項目を追加し、放射性物質のモニタリングについて注釈を設けたい。

(長林議長)

このような方向でよいか。どこに追加するかは事務局に原案を作成してもらい、確認していく。

平成26年度水質測定計画に関しては、資料2-2に放射性物質モニタリングに係る表現を追加した上で答申することで了承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

(6) その他

(佐久間生活環境部政策監)

今年度の環境審議会は、本日を持って終了となる。来年度についても引き続きよろしくお願ひしたい。

(7) 閉会（司会） 濱津生活環境総務課主任主査